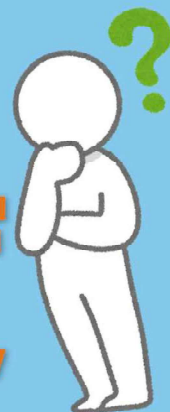


ご存じですか 本人通知制度



証明書の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を未然に防止することを目的とした制度です。

戸籍や住民票の写し等の証明書を、第三者（代理人を含む）に交付した場合、その事実をご本人にお知らせします。

この制度をご利用になるには、事前登録が必要です。

▶ 対象となる証明書は？

- ▶ 住民票の写し（本籍、国籍記載のもの）
- ▶ 戸籍謄本・抄本
- ▶ 戸籍の附票の写し

※改製されたもの、除票・除籍も含まれます。



▶ お知らせする内容は？

- ▶ 交付年月日
- ▶ 交付した証明書の種別
- ▶ 交付通数
- ▶ 交付請求者の種別

▶ 登録したい場合は？

【対象者】長崎市に住民登録または本籍があるかた（過去にあったかたも含みます。）
（国外在住のかた、既に亡くなっているかたなどの分は登録できません。）

【受付場所】地域センター、事務所（黒崎、池島、長浦）

- ・申込の際は、本人確認書類をご持参ください。
- ・郵送での申込みも可能です。
- ・申込書は受付場所のほか、ホームページからダウンロードにより入手できます。

登録手数料は
かかりません

手続きに関するお問合せ

長崎市役所代表電話 あじさいコール

TEL 095-822-8888

郵送の場合

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市役所中央地域センター 証明交付係

長崎市本人通知制度



長崎市本人通知制度
HPはこちらから →



「第三者」による請求とは？

- 本人等から委任状などにより委任された代理人による請求
- 特定事務受任者（有資格者）による職務上請求
（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）
- その他、正当な理由がある者による請求

※なお、公用（国や地方公共団体からの）請求や疾病の学術研究を目的とした請求は、通知の対象外となります。

交付に係る通知書について

- 登録者への通知は、証明書を第三者（代理人を含む）に交付後、30日経過した後に本人に郵送で通知されます。
- 通知書では、証明書請求者の氏名や住所等の個人情報とは通知されません。
- 証明書の交付申請書は、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人が開示請求をすることができますが、開示が認められた場合でも、規定内での情報が開示されることになり、証明書請求者の個人情報は原則非開示となります。

この制度は、第三者（代理人を含む）から証明書の請求があった際に、交付の可否を登録したかたに確認したり、請求者の住所・氏名などをお知らせする制度ではありません。

その他・届出等

- 住所・本籍などの登録した事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 登録を廃止したい場合は、届出が必要です。
- 登録したかたには、3年毎に長崎市から登録についての確認通知を郵送します。
- 登録に期限はありませんが、登録したかたは次に該当した場合、登録が抹消となります。
 - ・登録したかたの住所が長崎市で把握できない場合（登録したかたへの市からの通知が返戻された場合）
 - ・登録したかたが亡くなったり、失踪宣告を受けた場合
 - ・登録したかたが国外に転出した場合
 - ・登録したかたが住民票から職権削除された場合
 - ・対象となる証明書の保存期間が満了した場合